

農村地域防災減災事業 < 公共 >

【令和6年度予算概算決定額 38,101 (41,119) 百万円】
 (令和5年度補正予算額 39,335百万円)

< 対策のポイント >

地震・集中豪雨等による災害を防止し、農村地域の防災力の向上を図るための総合的な防災・減災対策を推進します。

< 事業目標 >

湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積 (約21万ha [令和7年度まで])

< 事業の内容 >

1. 防災・減災対策にかかる計画の策定 (調査計画事業)

- ・ 地域の防災・減災対策に必要な諸条件に関する調査、農村地域防災減災総合計画の策定等

2. 農業用施設等の整備 (整備事業)

- ・ 自然的・社会的要因で生じた農業用施設等の機能低下の回復や災害の未然防止を図るための整備、防災機能を維持するための長寿命化対策の実施、切迫する南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の発生を見据えた防災インフラの整備等
- ・ 湛水防除を行う事業において、畑を対象とする場合の、受益面積要件を引き下げ

※ 下線部は拡充内容

< 事業の流れ >

1/2、定額等

都道府県

国

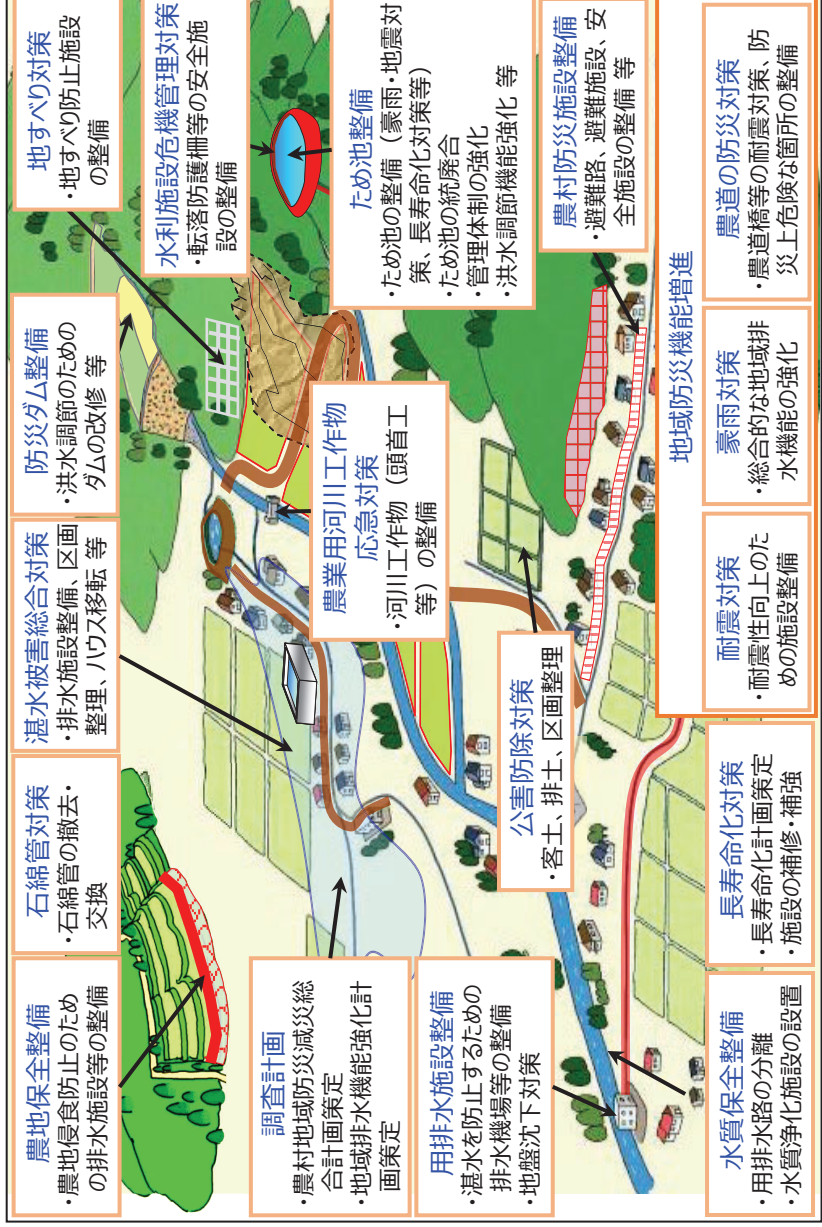
1/2、定額等

都道府県

市町村等

< 事業イメージ >

総合的な防災減災計画に基づき、優先順位に応じて以下の防災・減災対策を推進



【お問い合わせ先】 農村振興局防災課 (03-6744-2210)

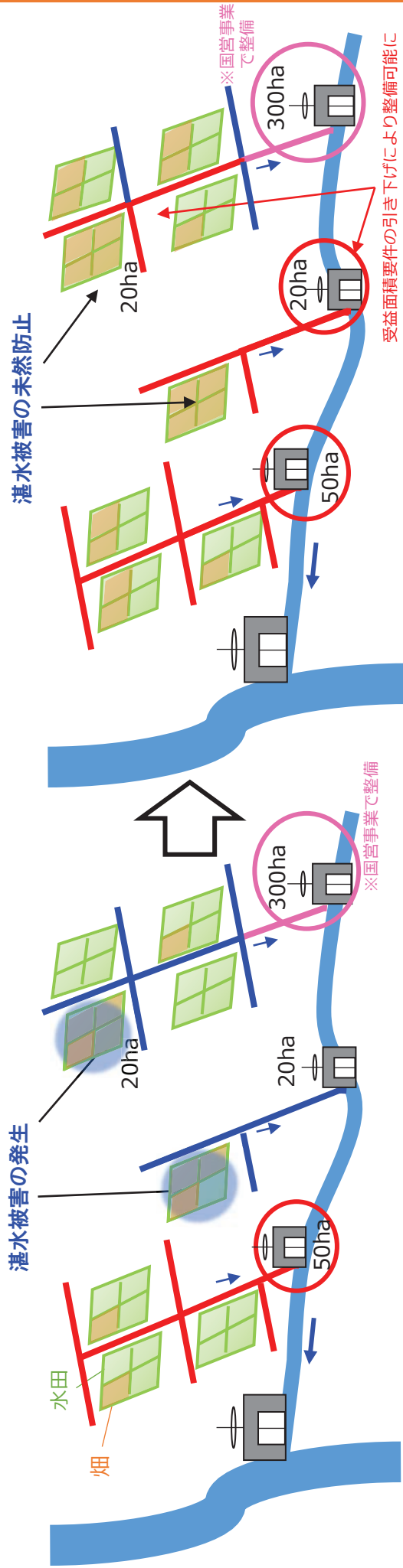
農村地域防災減災事業（湛水防除）（拡充）

～食料安全保障の強化に対応した排水対策～

- 食料安全保障の強化に向けて、水田の更なる畑地化が見込まれる一方で、水稲と比較して畑作物は湛水被害を受けやすいことから、排水対策を推進する必要がある。
- このため、湛水防除を行う事業において、畑を対象とする場合の受益面積要件を30haから20haに引き下げ、将来の畑地化の進展を見据えた施設整備を行い、農地等の湛水被害の未然防止を図る。

1 事業内容

湛水被害を生ずるおそれのある地域において、将来の農地利用の変化を考慮した上で湛水被害を未然に防止するための農業用排水施設の整備を実施。



施設の整備対象

施設の整備対象

2 実施要件等

受益面積 湛水防除を行う事業：30ha以上（ただし、畑を対象とする場合は20ha以上※）
 ※事業完了予定年度の5年後に想定される面積とすることができる。

3 事業主体・補助率

- ・事業実施主体：
都道府県、市町村、
土地改良区等
- ・補助率：50%等